

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業・処分業許可申請書類の郵送の方法について

令和 2 (2020) 年 6 月 5 日

(令和 3 (2021) 年 12 月 24 日 改正)

(令和 4 (2022) 年 2 月 9 日 改正)

栃木県環境森林部資源循環推進課

1 許可申請書類の郵送による提出方法について

申請者は、次の書類等を同封し、提出先宛て書留又はレターパックプラス（520 円の赤色封筒のもの。）により郵送してください。

- (1) 申請書の正本（添付書類も含め全ての必要書類の左側に 2 穴を開け、とじひも等でとじた上で、送付してください。）
- (2) 申請書の副本（申請書正本の表紙（様式第 6 号、第 10 号、第 12 号又は第 16 号の（第 1 面）のコピー）
- (3) 申請手数料分の栃木県収入証紙（申請書の所定欄に貼付してください。消印はしないこと。）
- (4) 申請書副本返送用の返信用封筒（普通郵便可。返信先を記載し切手を貼付したもの。）
- (5) 許可証返送用のレターパックプラス（520 円の赤色封筒のもの。返信先を記載したもの。）

2 申請手数料の納付方法について

- (1) 郵送により申請書類を提出する場合、必ず申請手数料として下記の金額分の栃木県収入証紙を申請書の所定欄に貼付してください。（現金では受付できません。また、政府の収入印紙や他都道府県の収入証紙では受付できません）。
- (2) 申請手数料が納付されない場合であって、本県から相当の期間を定めて納付を求めてもこれが納付されないときは、申請を不許可とする処分を行う場合があります。

3 申請書類の補正について

上記 2 (2) の場合のほか申請書類に不備があった場合、本県から相当の期間を定めて補正を求めてもこれが補正されないときは、申請を不許可とする処分を行う場合があります。

【申請手数料の金額】

申請手数料の金額は、申請の種類に応じて次表のとおりです。

（栃木県手数料条例（昭和 31 年栃木県条例第 1 号）第 2 条）

区分	新規許可申請	変更許可申請	更新許可申請
産業廃棄物収集運搬業	81,000円	71,000円	73,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業	81,000円	72,000円	74,000円
産業廃棄物処分業	100,000円	92,000円	94,000円
特別管理産業廃棄物処分業	100,000円	95,000円	95,000円

※なお、納付された手数料については、原則として還付することはできません。

【収入証紙の購入方法】

栃木県収入証紙は、栃木県内のコンビニエンスストア（ファミリーマート及びローソンの一部店舗に限る。）等の栃木県収入証紙売りさばき場所で購入できるほか、次の方法で購入することができます。

○ 郵送による購入

下記①～③を下記あて先まで郵送（現金書留）してください。

- ① 「郵送による『栃木県収入証紙』購入申込書（別紙案内参照）
- ② 栃木県収入証紙の代金（現金）
- ③ 所定の金額分の切手（別紙案内参照）を貼った返信用の定型封筒（長3又は長4サイズ）
（購入者の住所・氏名を記入したもの）

○収入証紙販売者

宛先：〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁舎内 東館2階

栃木県職員生活協同組合 サービスカウンター 宛て

（収入証紙販売者電話番号 028-623-2534）